

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年度に「丸亀市生涯学習推進計画(以下、「第1次計画」という。))」、平成24年度に「第2次生涯学習推進計画(以下、「第2次計画」という。))」、平成29年度に「第3次生涯学習推進計画(以下、「第3次計画」という。))」、を策定し、生涯学習社会の実現に向け取り組んできました。

この間の社会状況に目を向けると、少子高齢化、グローバル化、高度情報化、環境問題、人口減少などの各種問題が複雑化しながら急速に進んでいます。

変化の激しい社会に対応していくためにも、生涯にわたって学習し自己を成長させることや、身につけた知識や技能を地域の課題解決、ネットワークづくりに活用していく必要があります。生涯学習活動は、これまで以上に重要視されるようになってきました。

こうした流れを受け、本計画は、第3次計画の評価や、生涯学習に関する市民アンケートの結果などを踏まえ、市民と行政が一体となって生涯学習を通じた「ひとづくり」「まちづくり」を推進するための新たな指針として令和4年度に「第4次生涯学習推進計画(以下、「第4次計画」という。))」を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、生涯学習行政に関連する市長部局・教育委員会の各部門が密接に連携を保つとともに、他の計画との整合性を図りながら、生涯学習を通じた「自己実現」に向けた市民の生涯学習活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的・体系的に推進することを旨とした計画です。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和7年度までの4年間とします。

社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて、随時見直しを図ります。

上位計画である「総合計画」との整合性を図るため、従来の向こう5年間の計画を「第4次計画」より、向こう4年間に変更します。

4 計画の構成と位置付け

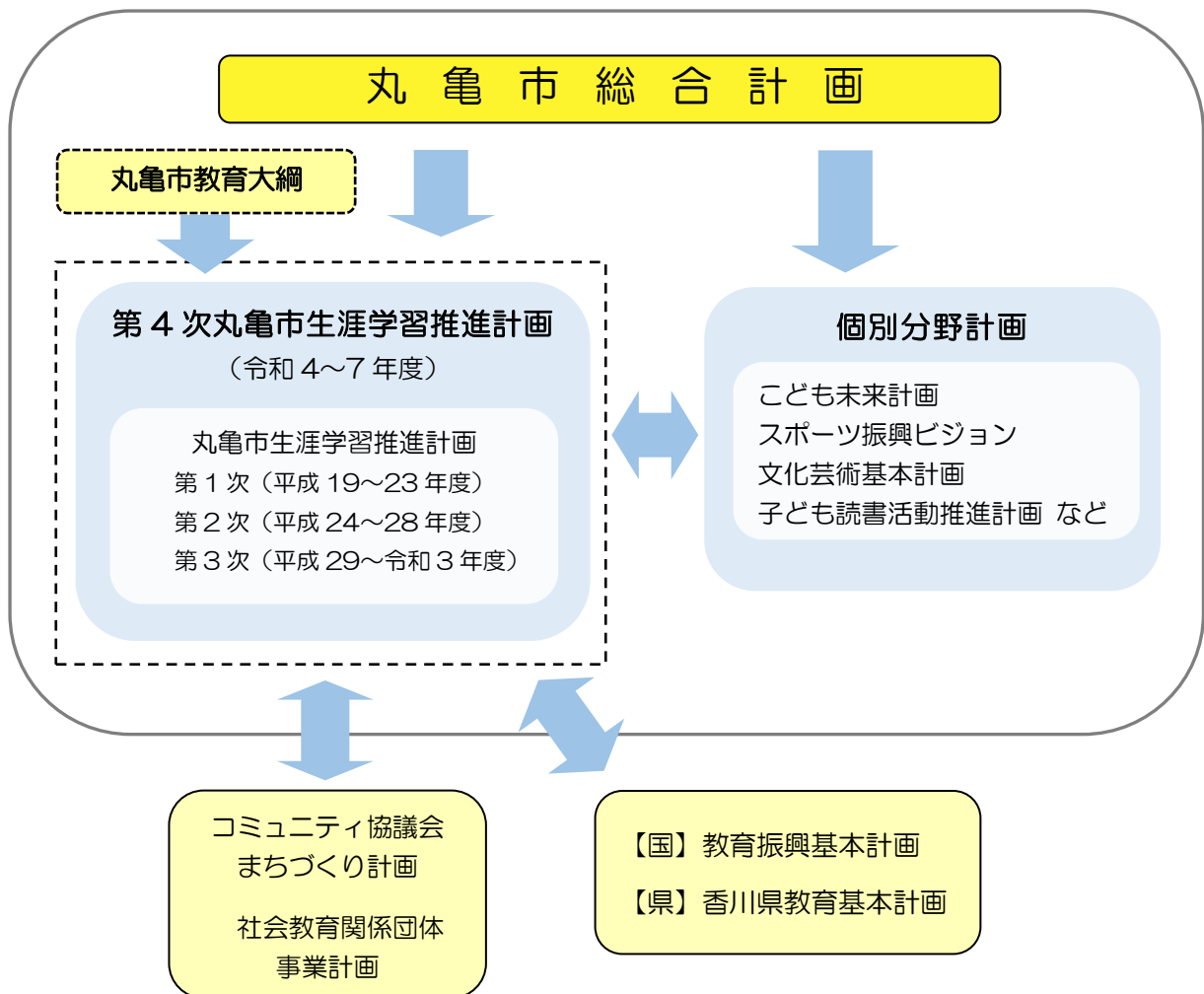
本市が目指す生涯学習社会を実現するために、「基本理念」を基軸として、「基本目標」と、その達成に向けた取組を示す「基本施策」で構成します。



この計画は、上位計画である「丸亀市総合計画」のまちづくりの理念や「丸亀市教育大綱」の人づくりビジョンに基づき、生涯学習施策を総合的に推進するため、国や県をはじめ、本市における他部門の方策・計画と連携し、整合性を図るものとします。

また、生涯学習社会の実現に向けて、中心的な役割を担うコミュニティ[※]や社会教育関係団体、市民活動団体や自己学習等との関係性にも配慮します。

[※]コミュニティ…概ね小学校区を単位とし、自治会、子ども会など関係団体が地域づくりを目的に参加、協働する組織



5 生涯学習推進計画とSDGsの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までの長期的な開発指針として、持続可能でより良い世界を目指す、世界共通の国際目標です。

17のゴール（国際目標）と169のターゲット（達成基準）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により、積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる17のゴールのうち、生涯学習に直接的に関わる目標としては、「4 質の高い教育をみんなに」の教育に関する目標が挙げられますが、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けては、全てのステークホルダー（利害関係者）が役割を持って取組に参画することが求められています。

そこで、生涯学習においては、市民自らの学習や社会活動へ積極的に関わることへの動機づけに作用する学びの提供として、教育に関する目標以外にも他の目標の多くが間接的に関わっていることから、「第4次丸亀市生涯学習推進計画」で示す基本目標や基本施策等を展開するにあたっては、SDGsの全ての目標に対する視点を持って、直接施策に携わる関係部署とも連携し、生涯学習施策を推進していきます。

